

令和7年5月28日

各商工関係団体 御中
各建設業協会 御中

葛城労働基準監督署長

職場における熱中症予防対策の実施の徹底について（緊急要請）

平素は、葛城労働基準監督署の業務にご協力をいただき、感謝を申し上げます。

さて、厚生労働省では例年、5月から9月までの期間を「**STOP！熱中症 クールワークキャンペーン**」と銘打ち、熱中症予防対策への重点的な取組を行っているところですが、今年の夏も猛暑が予想されています。

奈良労働局管内における熱中症による死亡災害は、平成29年に1件発生した以降は発生しておりませんが、休業4日以上労働災害は、昨年は17件と過去最高の発生となっております。

また、職場における熱中症対策を強化するため、令和7年6月1日から改正労働安全衛生規則が施行されます。改正内容は、熱中症による健康障害の疑いがある者を早期に発見し、熱中症の初期対応の遅れを防ぎ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重症化を防止し、死亡災害に至らせないようにするための「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

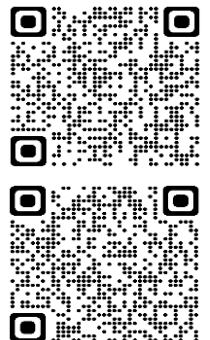
このため、職場における熱中症予防対策の実施の徹底についての緊急要請をいたします。つきましては、貴会所属の会員事業者の皆様に対し、同封するリーフレット等について、広報誌、ホームページへの掲載等により周知していただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

(※)「職場における熱中症対策の強化について」（リーフレット）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001476825.pdf>

(※)「令和7年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（奈良局HP）」

<https://jsite.mhlw.go.jp/nara-roudoukyoku/00997.html>



【担当】

葛城労働基準監督署 安全衛生課

電話（0745）40－4491

アドレス： katsuragi-kantokusho@mhlw.go.jp